

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 2 3 9 号)

平成 1 5 年 4 月 8 日

横情審答申第239号
平成15年4月8日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
るご質問について（答申）

平成13年10月2日都港第38号による次のご質問について、別紙のとおり答申します。

「港北第二地区 橋梁C - 13附帯他工事第2回変更出来形図 昭和62年4月」の非開示決定に対する異議申立てについてのご質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港北第二地区 橋梁C - 13附帯他工事第2回変更出来形図 昭和62年4月」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港北第二地区 橋梁C - 13附帯他工事第2回変更出来形図 昭和62年4月」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対して、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年7月11日付で行った非開示決定の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、都市基盤整備公団。以下「公団」という。）が発注した港北ニュータウン事業に係る建設工事の完了図で、工事施工業者から発注者である公団に納品されたものである。
- (2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、同法の関連法規、横浜市と公団との間で港北ニュータウン事業に関し締結した「横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する協定」等のいずれにも、実施機関への本件申立文書の提出を義務付ける規定はない。
- (3) 本件申立文書は、異議申立人が本件異議申立て外で実施機関へ提出した質問書に関し、事情説明のために来庁した公団職員から、平成13年6月8日に借り受けたものである。なお、本件申立文書は、同年7月12日に返還した。
- (4) したがって、条例第2条第2項の行政文書は存在しないため、条例第10条第2項の規定に基づき、非開示とした。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書を返還したかどうかについては、疑問がある。すなわち、本件申立文書は、公団のある部署から公団の神奈川支社にファックスされたものが実施機関に持

ち込まれたものと考えられるが、ファックスされるような文書を返還するとは考えにくい。

(2) 本件申立文書は、申立人が所有する宅地の造成工事の内容を示し、当該工事が適正に行われたかどうかに関わる重要なものであるから、実施機関がコピーも取らずに返還したとは考えられない。

(3) 仮に実施機関が主張するとおりであるとすると、申立人が本件申立文書の開示請求を行ったのが平成13年6月27日であるが、これに対して、実施機関は、同年7月11日都港第24号により不存在を理由として非開示決定し、さらに同年7月12日に本件申立文書を公団へ返還したのであるから、結局、本件申立文書を開示する機会があったにもかかわらず、漫然と、これを公団へ返還したことになる。このことこそが、問題である。

(4) 本件申立文書は、申立人が所有する宅地の造成工事の内容を示すものであるが、当該工事については、着工届、変更届、変更事前審査願等の書類が実施機関に提出されるべきところ（実施機関の都市計画局港北ニュータウン建設事務所（現在は、廃止）所属職員から説明を受けた。）、これらが提出されていないものであるから、実施機関は、今からでも、本件申立文書を提出させ、申立人に開示する必要がある。

なお、申立人は、本件申立文書について開示請求するに至った経緯等につき縷々主張しているが、本件異議申立ての審議に係る主張は、以上のとおりであると認められる。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

ア 港北ニュータウン事業は、公団施行の土地区画整理事業であったが、宅地造成等規制法第2条第2号及び宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第3条に規定する「宅地造成」に該当し、同法の規制を受けることとなり、公団は、区画整理事業の施行主体であったとともに、宅地造成に関する工事の造成主であった。

同事業は、土地区画整理事業としては平成8年9月29日の換地処分の公告により、宅地造成としては平成9年3月31日の完了検査済証の交付により、それぞれ完了している。

イ 本件申立文書は、港北ニュータウン事業に関し、公団が発注した工事の完了図で、工事施工業者から発注者である公団に納品されたものである。

公団が本件申立文書を実施機関へ提出することを義務付ける規定は、認められな

い。

ウ 本件申立文書は、橋梁C - 13附帯他工事として行われた、申立人が配偶者と共有する（以下単に「申立人が所有する」などと略称する。）宅地の工事の完了図であったと考えられる。

なお、「橋梁C - 13」とは、申立人が所有する宅地の近隣に位置する歩道橋を指称するものであり、橋梁C - 13附帯とは、橋梁C - 13に接続する階段、スロープを指称するものである。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 条例第2条第2項は、「行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、...であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と規定している。

また、条例第10条第2項は、「開示請求に係る行政文書を保有していないときは、「開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない」と規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書が公団から借用したものであり、返還しなければならないものであったことから、本件申立文書を「保有していない」として、条例第2条第2項に規定する行政文書としては存在しないと主張している。

そこで、当審査会において、平成14年11月8日、実施機関から事情聴取を行った。それによると、本件申立文書が実施機関に持ち込まれ、返還された経緯は、次のとおりであったと認められる。

ウ 本件申立文書について申立人から開示請求される前、申立人から申立人所有宅地の造成工事に関する質問書が実施機関に提出され、実施機関は、この質問書に対する回答を作成するため調査を行っており、本件申立文書は、この調査の一環として、公団職員が事情説明のため来庁した際、持参されたものである。

その当時、公団は、申立人所有宅地に関連して、申立人から損害賠償請求訴訟を提起されており、控訴審の口頭弁論において、申立人所有宅地に係る造成工事の手續に瑕疵があったとの主張に反論するため、本件申立文書の提出を検討していた。

そのため、公団職員が、本件申立文書を実施機関へ交付することについて慎重な態度を示したので、実施機関は、質問書に対する回答を作成し、説明した後は返還するとして、本件申立文書を公団から借り受けることとした。

したがって、本件申立文書は、公団に返還する予定であったし、返還したものである。

エ 以上のような実施機関の主張には、特段不合理な点は認められなかった。

オ そうすると、本件申立文書は、一時的に借り受けていたものであって、条例第2条第2項の行政文書には該当しない。

カ なお、申立人は、本件申立文書の開示請求時及び実施機関の非開示決定時に、実施機関が本件申立文書を保持していながら、公団へ返還したことを問題であると主張しているが、以上のとおり、本件申立文書は借り受けたものであり、請求に対しては開示できず、また、公団との関係では返還しなければならないものであったから、実施機関の対応に問題はなく、申立人の主張には理由がない。

キ また、申立人は、実施機関に対し、今からでも公団に本件申立文書を提出させた上、これを申立人に開示するべきであると主張しているが、条例には、開示請求に応ずるため新たに文書等を取得することを実施機関に義務付ける規定はなく、申立人の主張は認められない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書について、条例第2条第2項に規定する行政文書は存在しないとして、条例第10条第2項の規定に基づき非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年10月2日	・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成13年10月26日 (第256回審査会)	・ 諮問の報告
平成13年12月18日	・ 異議申立人から意見書を受理(平成13年12月20日及び25日に、一部補正)
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成14年10月18日 (第1回第二部会)	・ 審議
平成14年11月8日 (第2回第二部会)	・ 実施機関からの事情聴取
平成14年12月25日 (第4回第二部会)	・ 審議
平成15年1月24日 (第6回第二部会)	・ 審議
平成15年2月21日 (第7回第二部会)	・ 審議
平成15年3月14日 (第8回第二部会)	・ 審議